# 子ども合同サロン活動助成金交付要項

#### 【活動の目的】

核家族化や少子化に伴い、地域のつながりが希薄になっています。

従来、家庭内や地域内で行われていた高齢者と子どもの交流は減少し、世代間の ギャップが生じています。

そんな中で、地域の子どもたちと交流をすることで、高齢者には孤立を防ぎ心の 健康に良い効果をもたらし、子どもには社会性を育む機会になります。

そこで、現在開催されている"ふれあいいきいきサロン"を土日祝日や夏季休日等を利用し、子どもたちと共にふれあう機会を設けることで、世代間の交流を図ることを目的とします。

#### 【実施主体】

実施主体は、原則として地区または地区サロンとします。

# 【助成金の交付対象及び助成額】

交	付	対	象	助 成 額
子ども合同サロン活動				サロン参加者1人につき 600円を上限に助成します。 それ以外の経費については自主財源より支出して下さい。 毎年度1ケ所につき1回の開催助成とします。

# 【活動の対象者】

対象者は、主に地域に住んでいる高齢者と子ども・保護者としますが、一般の住民の方も参加することができます。

# 【助成期間】

毎年度 4 月 1 日から 3 月 31 日まで

#### 【助成金の申請】

助成金を受ける場合、合同サロンを開催する代表者は助成金申請書(別紙1)に必要事項を記入し社会福祉協議会に提出してください。

# 【活動報告】

活動が完了したら、合同サロンを開催する代表者は助成金報告書(別紙2)に必要書類を社会福祉協議会に提出してください。

#### 【助成金の審査決定】

申請書及び報告書の内容を審査し、適当と認めた時は助成金を交付します。但し、上記は予算の範囲内で助成するものとします。

※アルコール飲料等については助成対象外とします。

# 【その他】

開催場所については、通常行われているサロン会場を基本とします。

附則 この要項は平成 25 年 6 月 1 日より施行する この要項は平成 26 年 4 月 1 日より施行する